

沼津市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年11月16日 副市長決裁

最終改正 令和5年3月22日 市民福祉部長決裁

(設置)

第1条 沼津市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）を策定するため、沼津市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定に係る調査研究及び協議をすること。
- (2) その他高齢者保健福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民福祉部長を、副委員長は福祉事務所長をもって充てる。

3 委員長は、会務を所掌し、会議の長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長（市民福祉部長）が定める。

付 則

この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

付 則（平成23年4月1日 副市長決裁）

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月22日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月11日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月25日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成29年4月25日から施行する。

付 則（令和2年4月8日市民福祉部長決裁）

この改正は、決裁の日から施行する。

付 則（令和5年3月22日市民福祉部長決裁）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 等	委 員
政策推進部	政策企画課長 地域自治課長 生活安心課長
財務部	財政課長
市民福祉部	市民福祉部長 福祉事務所長 国民健康保険課長 健康づくり課長 社会福祉課長 長寿福祉課長 介護保険課長 障がい福祉課長
都市計画部	まちづくり政策課長
危機管理課	危機管理課長
教育委員会事務局	生涯学習課長